

広島県告示第六百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みはらこどもクリニック	三原市宮沖五丁目五番三号	令和七年六月一日
モリオ薬局宮沖店	三原市宮沖五丁目五番六号	令和七年六月一日
アイン薬局三次店	三次市十日市東四丁目一番一号	令和七年五月一日
アイン薬局三次十日市店	三次市十日市東四丁目一番三〇号	令和七年五月一日
はつかいちこども心身発達クリニック	廿日市市平良山手一番四七号	令和七年六月一日
こころのクリニックひまわり	安芸郡海田町窪町一番二三号JR海田市駅NKビル一階	令和七年五月一日